部長及び参事官　　県民発第９６号
殿　　令和５年３月31日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

個人情報ファイル簿の作成及び公表について（通達乙）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）第51条（個人情報の保護に関する法律の一部改正）の規定の施行に伴い、公安委員会及び県警察を含む地方公共団体の機関に、改正法の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が適用されることとなる。

このため、県警察においても法第75条の規定により個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う必要があるため、内部手続を下記のとおり定め運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

１　個人情報ファイルの保有等に関する手続

(1)　個人情報ファイル簿の作成

法第75条に規定する個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する事務を行うため、「高知県警察における個人情報管理要綱の制定について（通達甲）」（令和５年３月31日県民発第91号。以下「通達甲」という。）第２に規定する保護管理者（以下「保護管理者」という。）は、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、別記様式１により、法第74条第１項第１号から第７号まで、第９号及び第10号に掲げる事項並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第21条第６項に掲げる事項を、通達甲第２に規定する監査責任者（以下「監査責任者」という）に通知するものとする。

また、当該個人情報ファイルが法第60条第３項各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第110条各号に掲げる事項も併せて通知するものとする。

ただし、法第75条第２項各号に掲げる個人情報ファイル及び同条第３項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しない個人情報ファイルについては、この限りでない。

(2)　個人情報ファイル簿の公表

保護管理者から個人情報ファイル簿作成の通知を受けた監査責任者は、政令第21条第５項により、遅滞なく個人情報ファイル簿を情報公開コーナーに備え付け一般の閲覧に供するとともに、内容を県警察ホームページで公表す

るものとする。

(3)　公表内容の変更手続等

保護管理者は、(1)により通知、公表された事項を変更しようとするときは、別記様式２により、個人情報ファイルの名称、行政機関等の名称、変更の予定年月日、変更事項及びその内容を、監査責任者に通知するものとする。

また、保護管理者は、個人情報ファイルに記録される保有個人情報を用いて行政機関等匿名加工情報を作成したときは、直ちに、別記様式２により、法第117条各号に掲げる事項を、監査責任者に通知するものとする。

２　個人情報ファイルの保有をやめたとき等に関する手続

保護管理者は、１の公表に係る個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は当該個人情報ファイルが法第74条第２項第９号に該当するに至ったときは、遅滞なく、監査責任者にその旨を通知するものとする。

３　個人情報ファイル簿の記載要領

個人情報ファイル簿の記載要領は、別途指示する。